

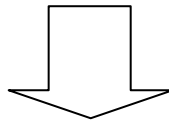
消費者保護基本法関連資料

・ 消費者保護基本法制定の経緯等	1
・ 消費者保護基本法成立後の状況	4
・ 苦情・相談の状況	10
別紙 1 消費者保護基本法	16
別紙 2 消費者保護基本法制定時の両院附帯決議	18
別紙 3 国民生活向上対策審議会答申	22

消費者保護基本法制定経緯等について

1. 消費者保護基本法制定の背景

昭和 30 年代，高度成長下において消費者の生命・身体の安全をおびやかす事件多発



消費者意識の盛り上がり・消費者運動の本格的展開
国民生活向上対策審議会における消費者保護に関する答申（昭和 38 年）等

主な消費者問題と法令・行政組織の整備

消費者問題

- ・ 森永ドライミルク事件（昭和 30 年）
- ・ ニセ牛肉缶詰事件（昭和 35 年）
- ・ サリドマイド事件（昭和 37 年）
- ・ アンブル風邪薬によるショック死事件（昭和 40 年）
- ・ カネミ油症事件（昭和 43 年）

消費者関連法の制定

- ・ 薬事法（昭和 35 年公布）
- ・ 割賦販売法（昭和 36 年公布）
- ・ 不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年公布）

行政組織の拡充

- ・ 農林水産省に消費経済課設置（昭和 38 年）
- ・ 通商産業省に消費経済課設置（昭和 39 年）
- ・ 経済企画庁に国民生活局消費者行政課設置（昭和 40 年）

- ・ 消費者物価の上昇
昭和 30～39 年：年率平均 4.3% 増
昭和 40～43 年：年率平均 5.0% 増

2. 審議会等の状況

(1) 国民生活向上対策審議会（昭和38年6月）

消費者保護に関する答申（別紙）

消費者保護の意義、消費者の権利と消費者保護、消費者保護の方法、消費者保護行政の現状と問題点、消費者保護のための基本的方策についてなされた答申である。

答申の概要は次のとおり。

消費者の権利

商品及びサービスが通常の社会人が一般に期待するような品質を持っており、かつ、安全性や衛生の面などで消費者に不当に不利益を与えるものではあってはならないこと。商品及びサービスの価格その他の取引条件が自由かつ公平な競争によってもたらされたものであること。

商品及びサービスの品質・内容及び価格その他の取引条件に関する表示・広告についてそれが虚偽誇大なものでなく、かつ、それにより必要な正しい知識を持ちうるものであること。

消費者保護行政の現状と問題点

統一的見地からの消費者保護行政が十分でない。

現行の消費者保護行政が新しい事態に対処していない

消費者保護意思が明確でない。

行政への消費者意見の反映が十分でない。

消費者保護のための行政的監視機構が整備強化されていない。

消費者が被った被害に対する救済措置が簡便でない。

(2) 臨時行政調査会（昭和39年9月）

臨時行政調査会では、次のような勧告がなされた。

各省の消費者行政を統一的見地から総合調整するため、経済企画庁に消費者局を設ける必要がある。

学識経験者、消費者代表及び各省代表者よりなる消費者行政評議会を経済企画庁に付置し、内閣総理大臣並びに関係大臣の諮問に応ずるとともに、積極的に消費者の意見を反映させることが必要である。

地方公共団体においても必要に応じ、消費者行政専管の担当課を設けて関係部局の総合調整を行い、中央行政機構と歩調を合わせて消費者行政の強力な推進を図りうるよう指導することが必要である。

3. 消費者保護基本法の国会審議動向

(1) 第一次春日案

第46国会

39.1.21 春日一幸君(民)外1名 衆院に「消費者基本法案」提出。

1.23 衆本会議 商工委に付託

2.21 衆商工委 趣旨説明

第47～49国会 審議されず

第50国会 審議未了廃案

(2) 第二次春日案

第51国会

41.2.24 春日一幸君(民)外1名 衆院に「消費者基本法案」提出

2.25 衆本会議 物特委に付託

3.16 趣旨説明

第52～53国会 審議されず

第54国会 審議未了廃案

(3) 砂田案(戸叶私案(42.10.30)、公明党案(42.11.6)を経て砂田案に至る。)

第57国会

42.12.12 衆物特委にて消費者問題に関する小委員会設置を決定

12.15 衆物特委消費者問題に関する小委員会

第58国会

43.4.9 砂田重民君(自)外24名(自民、社会、民社、公明4党共同議員提案)、衆議院に「消費者保護基本法案」提出

4.12 衆本会議 物特委に付託

(衆院)

4.15 衆物特委にて提案理由説明及び質疑

4.16、4.18、4.23 質疑

4.25 衆物特委にて質疑、討論(討論なし)、採決、全会一致で可決

4.25 衆本会議にて委員長報告、採決、全会一致で可決

(参院)

4.19 参物特委にて予備審査のため本法案が付託された旨報告

4.26 参物特委にて提案理由説明

5.15、5.17 質疑

5.22 参物特委にて質疑、討論(討論なし)、採決、全会一致で可決、附帯決議、全会一致で可決

5.24 参本会議にて委員長報告、採決、全会一致で可決

消費者保護基本法成立後の状況

消費者保護基本法の制定に基づいて、行政組織及び法令が次のように見直された。

1. 行政組織の改変

消費者保護会議の設置（第1回 昭和43年8月6日）

国民生活センター設立(社団法人国民生活研究所< 国民生活の調査研究を行う総合機関 > の発展的解消；昭和45年）

消費生活センターの増設（第1号兵庫県；昭和40年 各都道府県1箇所の設立へ；昭和48年）

事故情報収集制度（通商産業省；昭和49年）

国民生活センター危害情報システム開始（昭和50年）

2. その他法令の整備（第1回保護会議具体的方策提出案件より。なお、衆は衆議院・参は参議院の附帯決議文中に要求がある。）

44年 地方自治法改正；地方公共団体の義務として消費者保護を明示（衆）

45年 農林物資規格法改正（衆・参）；対象品目の拡大、原料製造年月日、等級別規格等

46年 農薬取締法改正（衆・参）；目的（第1条） 販売商品の表示（第2条）について
宅地建物取引業法改正（衆）；免許について（第2条）

47年 景品表示法改正（衆・参）；懸賞について

割賦販売法改正（衆）；消費者金融について

食品衛生法改正（衆・参）；特殊栄養食品、食品添加物 改正

48年 安全三法設置（衆・参）；

- ・ 消費者生活用製品安全法
- ・ 科学物質の審査及び製造等の規制に関する法律
- ・ 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律

49年 消費者条例の制定（第1号神戸市 2001年47 都道府県及び9 政令指定都市が設置済）

3. その他

- ・ 消費者行政地方協議会（経済企画庁）の設置
- ・ 工業標準化推進5ヵ年計画（通産省 昭和43年度から）

4. 消費者問題の推移

年	主な社会問題等	主な法令等の制定・改正状況
昭和43年 (1968年)		5月 消費者保護基本法制定 8月 割賦販売法改正：前払い式割賦販売業の登録制を許可制に改め、健全な財産的基礎を有し、販売契約約款が一定基準に適合する者に限って許可する等
昭和44年 (1969年)	6月 欠陥車問題発生	3月 地方自治法改正：地方公共団体の事務として消費者保護を明示 6月 運輸省，欠陥車の総合対策を公表
昭和45年 (1970年)	2月 厚生省，スモン病で初の全国実態調査結果を公表	5月 J A S法改正：法令名を農林物資規格法から農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に改め、目的に農林物資の品質に関する適正な表示を行なわせることによって、一般消費者の選択に資する旨を明定 8月 経企庁，消費生活センターを全都道府県に設置し，将来は国民生活センターと電算機で結ぶ方針を決定 10月 国民生活センター発足
昭和46年 (1971年)	4月 主婦連，「果実飲料等の表示に関する公正競争規約」に不服申し立て	5月 旅行業法改正：題名を「旅行斡旋業法」から「旅行業法」と改め、目的を、旅行業者の取引の公正を確保し、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進に資することとする等 6月 宅地建物取引業法改正：取引に係る契約内容を規制し、前金の保全等所要の措置を講ずることによって、購入者等の利益の保護等をはかる等
昭和47年 (1972年)	7月 S F 商法で苦情続出	5月 景品表示法改正：不当な景品類の提供及び不当な表示について、その行為を取りやめるべきことを指示できる権限を都道府県知事に委任し、違反行為者がその指示に従わないときは、都道府県知事は公正取引委員会に対し、違反行為について適当な措置を求め得る等の規定を新たに設ける等 6月 割賦販売法改正：消費者保護のために、割賦販売業者の表示すべき事項に、実質年率を追加し、訪問販売等の場合に購入者が無条件で契約解除ができる制度、いわゆるクーリング・オフ制度を設ける等
昭和48年 (1973年)	11月 各地でトイレトペーパー，洗剤など物不足起きる	3月 公取委「無果汁飲料等の表示の基準」（告示） 5月 計量法改正：最近における消費者保護の社会的要請にかんがみ、商品を容器または包装に密封して販売する者に対する正味量の表記義務強化等 6月 消費生活用製品安全法公布 10月 有害物資を含有する家庭用品の規制に関する法律公布

年	主な社会問題等	主な法令等の制定・改正状況
昭和49年 (1974年)	5月 神戸市民のくらしを まもる条例公布	7月 建設省, B L (ベターリビング) マーク制度告 示
昭和50年 (1975年)		
昭和51年 (1976年)	10月 欠陥住宅問題 このころからサラ金 社会問題化	6月 訪問販売等に関する法律公布 6月 7省庁でねずみ講対策連絡会発足
昭和52年 (1977年)	二セ薬・いんちき健 康食品はびこる	
昭和53年 (1978年)		11月 無限連鎖講の防止に関する法律公布
昭和54年 (1979年)	10月 金の先物取引で被害 続出	10月 薬事法改正: 製造承認の制度を整備するととも に、医薬品等につきその適正な位相のための規 制措置を整備すること等 10月 医薬品副作用被害救済基金法公布
昭和55年 (1980年)	6月 伊豆半島沖地震	3月 国民生活センター, 商品テスト・研修施設開所 4月 公取委「消費者信用の融資費用に関する不当表 示」(告示) 5月 宅地建物取引業法改正: 免許基準の強化等の措 置を講ずること等 建築基準法施行令改正: 耐震基準強化 6月 公取委「不動産のおとり広告に関する表示」 (告示) 10月 A C A P 設立
昭和56年 (1981年)		11月 消費者教育学会発足
昭和57年 (1982年)		4月 旅行業法改正: 旅行業者の行う取引の公正を維 持する等 5月 建設省「宅地建物取引の標準媒介契約約款」制 6月 公取委「おとり広告に関する表示」(告示) 7月 海外商品市場における先物取引の受託等に関す る法律公布
昭和58年 (1983年)	5月 東北地方を中心に新 型ねずみ講発生 9月 水銀乾電池回収問題 発生	2月 運輸省「標準旅行業約款」制定 5月 貸金業の規制等に関する法律公布 5月 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関 する法律改正: 刑事罰の対象となる制限利息の 引き下げ等
昭和59年 (1984年)		5月 割賦販売法改正: 抗弁の接続, 個品割賦も対象 等 5月 訪問販売法改正: クーリング・オフ期間の延長

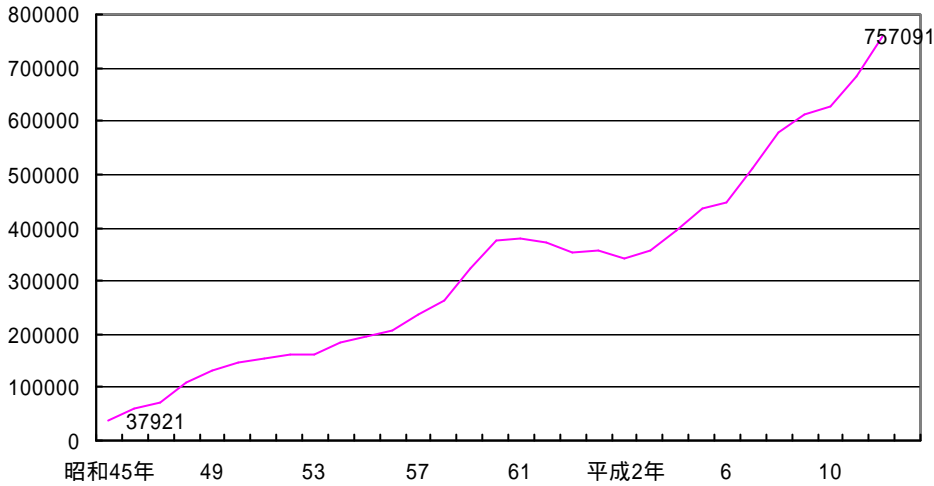
年	主な社会問題等	主な法令等の制定・改正状況
昭和60年 (1985年)	6月 豊田商事(金のまがい取引等)国会等で問題化	9月 運輸省「標準宅配便約款」(告示) 12月 運輸省「モデル宿泊約款」(告示)
昭和61年 (1986年)	3月 海外(金融)先物取引会社の破産,事務所閉鎖相次いで発生 10月 一部悪質抵当証券会社の詐欺的商法により被害を受ける購入者が多数発生 11月 英国内でBSEの発生を初めて確認	5月 特定商品等の預託等取引契約に関する法律公布 5月 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律公布 5月 運輸省「標準トランクルームサービス約款」の制定(告示) 10月 運輸省「標準引越運送・取扱約款」(告示)
昭和62年 (1987年)	3月 靈感商法横行 AT車急発進事故多 アスベスト汚染問題化	4月 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律改正:化学物質の規制強化 12月 抵当証券業の規制等に関する法律公布
昭和63年 (1988年)	2月 国債ねずみ講,国会で問題化 大都市圏の地価高騰問題化	5月 第1回消費者月間 5月 無限連鎖講の防止に関する法律改正:国債等の物品を用いた無限連鎖講の開設等を禁止 5月 宅地建物取引業法改正:事務所等以外の場所においてした買い受けの申し込みの撤回等 5月 訪問販売等に関する法律改正:規制対象にアポイントメントセールス,キャッチセールス追加等
平成元年 (1989年)	4月 消費税導入 5月 原野商法相次いで摘発される 7月 NTTダイヤルQ2サービス開始	12月 前払式証券の規制等に関する法律施行
平成2年 (1990年)	1月 カラーテレビの発煙・発火事故相次ぐ 5月 リゾート会員権のトラブル増加 8月 輸入レモンからポストハーベスト農薬検出 マルチ,マルチまがい商法被害増加 悪質電話勧誘に関する苦情増加	2月 消費者教育支援センター発足 11月 通産省「会員権取引にかかる訪問販売の適正化について」通達

年	主な社会問題等	主な法令等の制定・改正状況
平成3年 (1991年)	継続的役務取引のトラブル増加 ダイヤルQ2に多数の苦情	10月 消費生活等問題相談員資格認定試験開始
平成4年 (1992年)	10月 カード破産を主とする個人の自己破産急増と最高裁発表	5月 ゴルフ場当にかかるとする会員権契約に関する法律公布
平成5年 (1993年)	マルチ、マルチまがい商法被害増加続く	6月 J A S法改正：生産の方法に特色があり、これにより価値が高まる農林物資について日本農林規格を制定。品質に関する適正な表示を行う農林物資の対象範囲拡大
平成6年 (1994年)		6月 不動産特定共同事業法公布 7月 道路運送車両法改正：リコールを法制化 7月 製造物責任法（P L法）公布 12月 食品衛生法施行規則等の改正：食品の日付表示は期限表示とすること 12月 日本農林規格及び品質表示基準（告示）の改正：食品の日付表示は期限表示とすること
平成7年 (1995年)	1月 阪神・淡路大震災で住宅関連の消費生活相談急増、また、便乗悪質商法急増 悪質な電話勧誘に関する苦情急増・取締強化	3月 規制緩和推進計画決定 4月 食品の日付を期限表示に一本化 6月 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律（容器包装リサイクル法）公布
平成8年 (1996年)	3月 英国政府諮問機関、B S Eと変異型C J Dの関連性の可能性を発表 7月 O - 1 5 7問題による食中毒続出 利殖に係る預り金を名目とした広域詐欺事件の発覚と検挙	4月 景品規制に関する告示等の改正：景品規制の緩和 4月 改正保険業法施行 4月 改正旅行業法改正：旅行業者が倒産した際には、旅行者が優先してその弁済を受けられるよう旅行者の保護の充実等 11月 訪問販売法改正：規制対象に電話勧誘販売を追加等
平成9年 (1997年)	多重債務者を狙った手形に係る広域詐欺事件の発覚と検挙 預託商法の被害急増 遺伝子組換え食品に対して消費者から表示の要求高まる	7月 特定商品等の預託等取引契約に関する法律の施行令改正
平成10年 (1998年)	6月 カップ麺の環境ホルモン溶出論争	3月 規制緩和3ヵ年計画閣議決定

年	主な社会問題等	主な法令等の制定・改正状況
平成11年 (1999年)	1月 英国以外のEU諸国においてBSEの発生が急増 10月 高金利貸金業の商工ローン問題国会で審 電気通信事業者や自治体等個人情報漏洩 事件多発 コンピューターウイルス被害急増	4月 訪問販売法改正：規制対象に継続的役務提供 (エステ、学習塾等)追加等 4月 割賦販売法改正：規制対象に役務及び権利を追加等 7月 改正JAS法施行：食品表示の充実強化、有機食品の検査認証表示制度創設等 7月 ダイオキシン対策法施行
平成12年 (2000年)	6月 雪印食中毒発生 7月 リコール隠し発覚	2月 不正アクセス禁止法施行 4月 住宅品質確保促進法施行 4月 改正民法等施行：成年後見人制度の見直し等 5月 遺伝子組換え食品の安全性審査義務化に関する告示公布
平成13年 (2001年)	9月 国内で初めて牛海綿状脳症(BSE)に罹患した牛を確認	4月 消費者契約法施行 金融商品の販売等に関する法律施行 6月 改正訪問販売法(「特定商取引に関する法律」と改称)施行：規制対象に業務提供誘引販売取引を追加等 8月 マンション管理の適正化の推進に関する法律施行 12月 電子消費者契約法施行
平成14年 (2002年)	食品表示偽装問題の多発	3月 司法制度改革推進計画決定 4月 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律公布 特定商取引法改正；規制対象に電子メールによる一方的な商業広告の送りつけを追加 5月 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律施行

苦情相談の状況

1. 全相談件数の推移



(全国消費生活相談統計より)

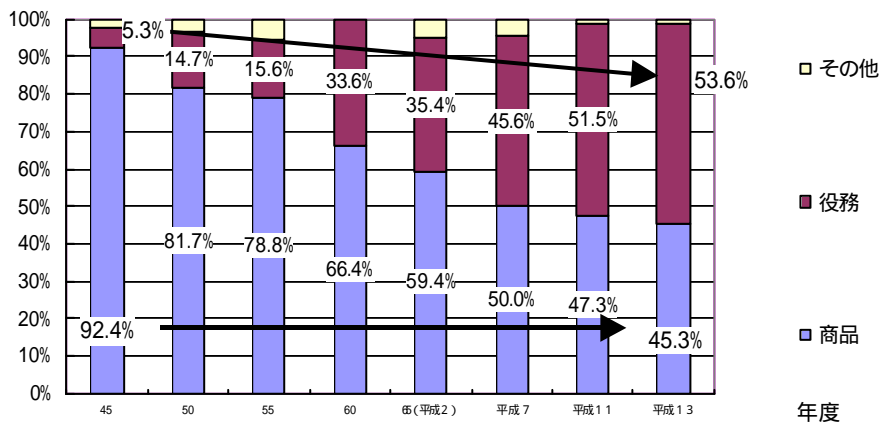
注) P I O - N E Tにおける相談件数(平成14年5月末現在入力分)は平成13年度 624,762件
(前年同期集計費15.0%)

2 相談内容の推移

2 - 1 . 商品に関する相談件数と役務に関する相談件数の割合

(全相談件数に占める)

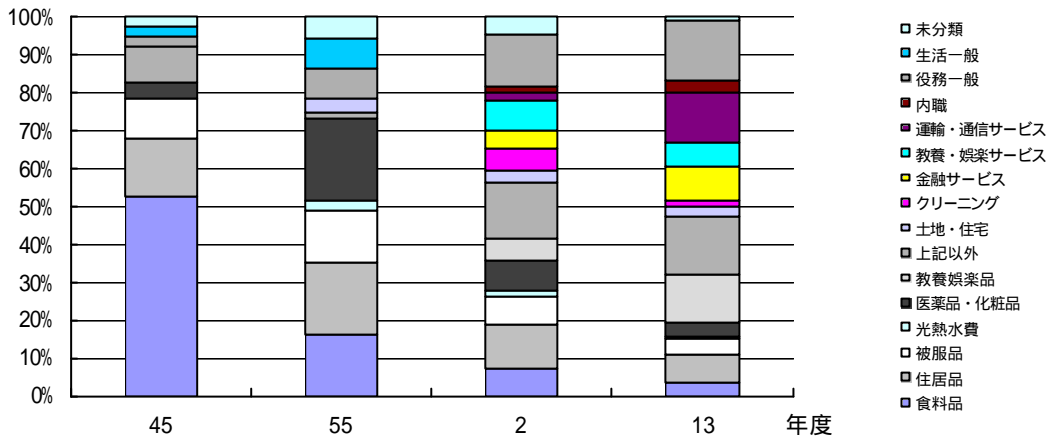
商品に関する相談の割合 ; 昭和45年度 92.4% 平成13年度 45.3%
 役務に関する相談の割合 ; 昭和45年度 5.3% 平成13年度 53.6%



国民生活センター設立時(昭和45年度)よりの集計。PIO-NET設立(1984)以前の数値からの統計については、「全国消費生活相談統計年報」(国民生活センター相談部)より作成。59年度以降はP I O - N E Tによる集計分類。

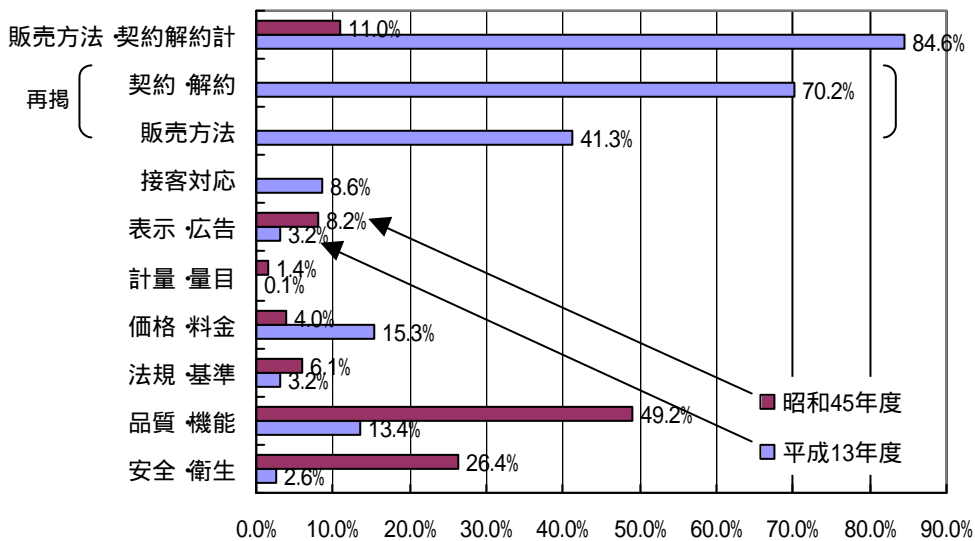
2 - 2 . 相談を受けた商品・サービスの内容の変化

商品	食料品	52.8% (昭和45年度)	4.0% (平成13年度)
	住居品	15.2% (昭和45年度)	8.1% (平成13年度)
	教養娯楽品	6.7% (平成2年度)	14.1% (平成13年度)
	医薬品・化粧品	4.5% (昭和45年度)	4.5% (平成13年度)〔21.5% (昭和55年度)〕
役務	金融サービス	4.9% (平成2年度)	10.3% (平成13年度)
	運輸通信サービス	2.2% (平成2年度)	15.1% (平成13年度)
	教養娯楽サービス	8.8% (平成2年度)	6.8% (平成13年度)
	内職サービス	1.7% (平成2年度)	3.4% (平成13年度)



注) 教養娯楽品、クリーニング、金融保険サービス、教養娯楽サービス、運輸・通信サービス、内職サービス等については昭和59年度以降に項目として加えられたため、昭和45年度、昭和55年度の統計にはその他の商品、またはサービスに含まれている。

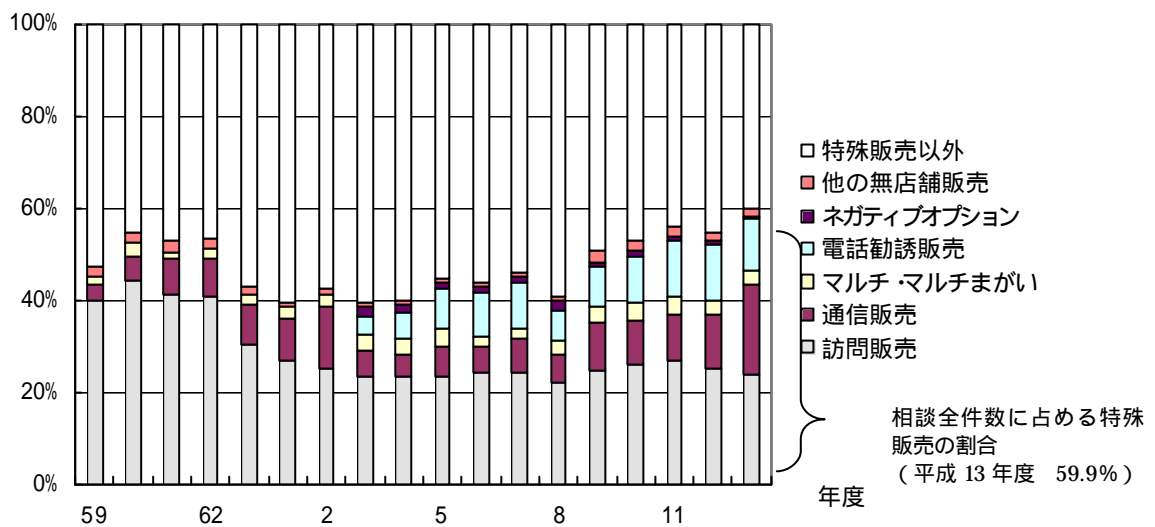
2 - 3 . トラブルの種類の変化



注) 昭和59年度に「接客対応」の項目が新設され、「販売方法・契約解約」は「販売方法」と「契約・解約」に分離されたので、昭和45年度の集計には「接客対応」「販売方法」「契約・解約」についての項目はない。なお、本項目はマルチカウントのため、合計は100%とならない。

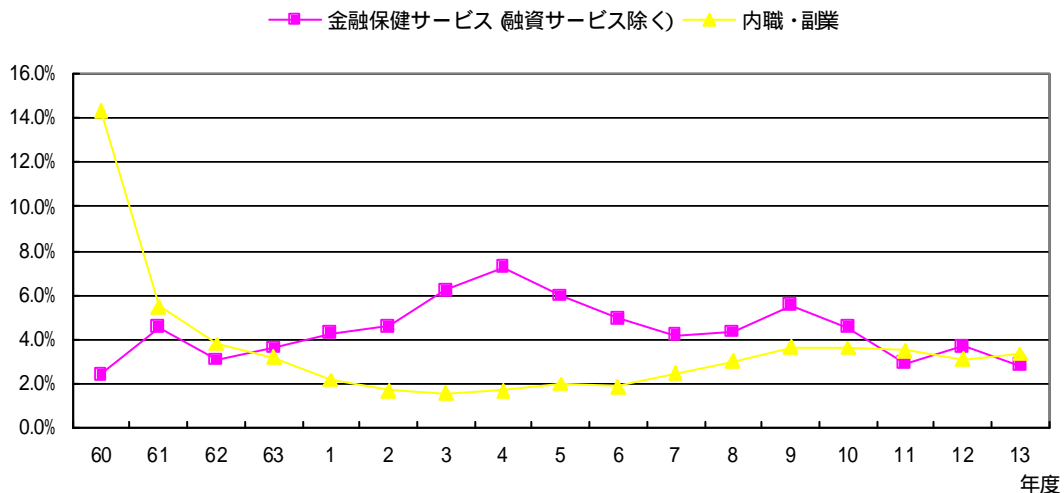
2 - 4 . 特殊販売の全相談件数に占める割合

店舗販売（特殊販売以外）	52.7%（昭和 59 年度）	40.1%（平成 13 年度）
訪問販売	39.8%（昭和 59 年度）	23.7%（平成 13 年度）
通信販売	3.4%（昭和 59 年度）	19.8%（平成 13 年度）
電話勧誘販売	3.9%（平成 3 年度）	11.3%（平成 13 年度）



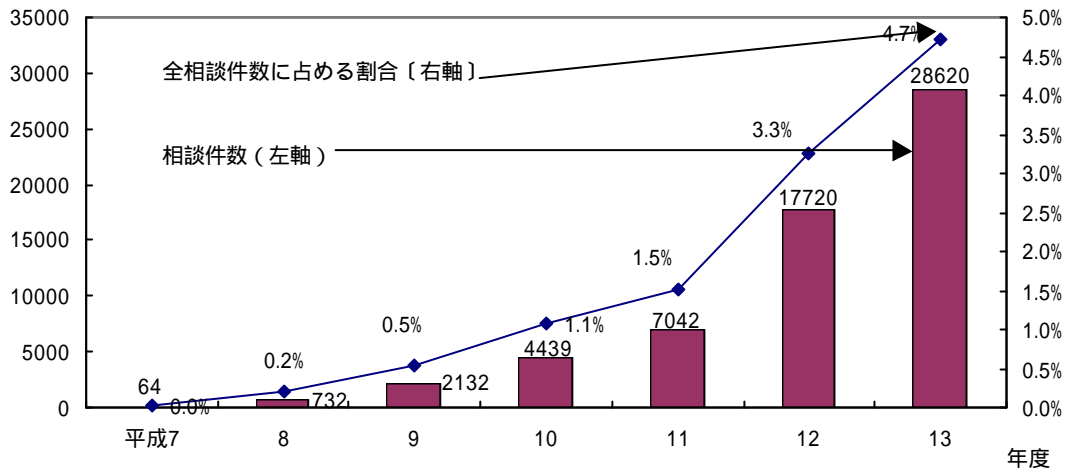
注)「電話勧誘販売」、「ネガティブオプション」については平成 3 年度から集計が行われている。

2 - 5 . 金融サービス、内職商法等の全相談件数に占める割合



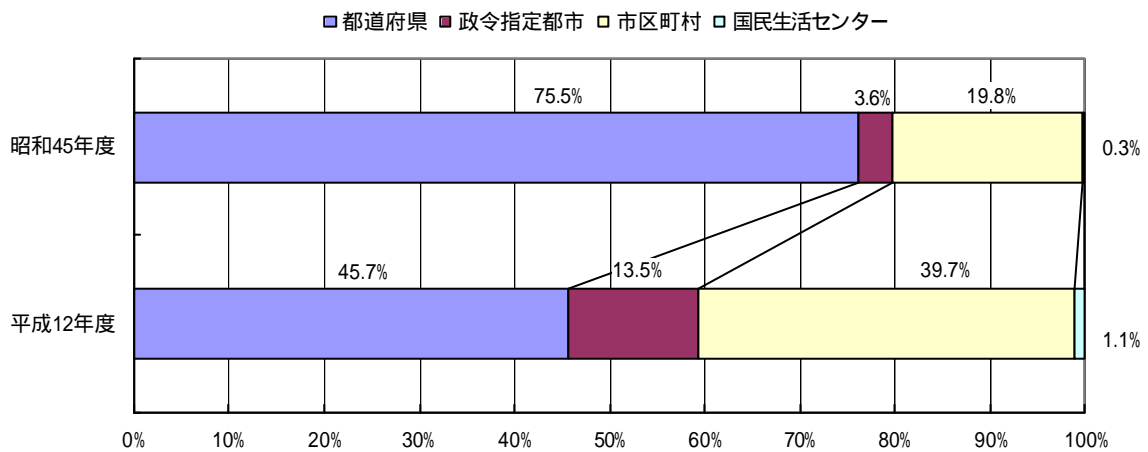
注) 昭和 60 年度は、豊田商事事件により金商法が全体の 7.8% (内職等サービス中約 5 割) を占める。

2 - 6 . インターネットトラブル件数の推移

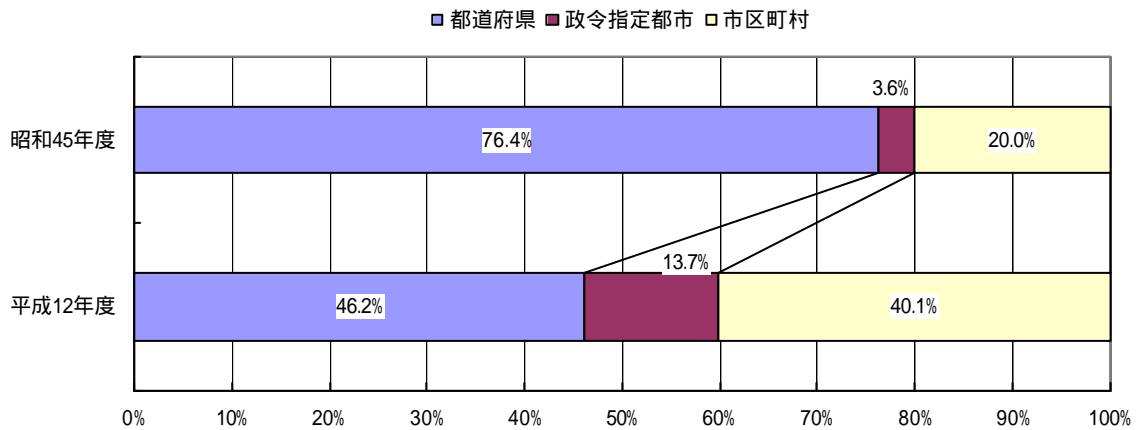


3 相談受付主体

3 - 1 . 全相談件数に占める各機関別受付件数の割合



3 - 2 . 消費生活センター受付相談件数における各機関受付件数の割合



4 被害金額

4 - 1 . 被害金額 (総額・平均) の推移

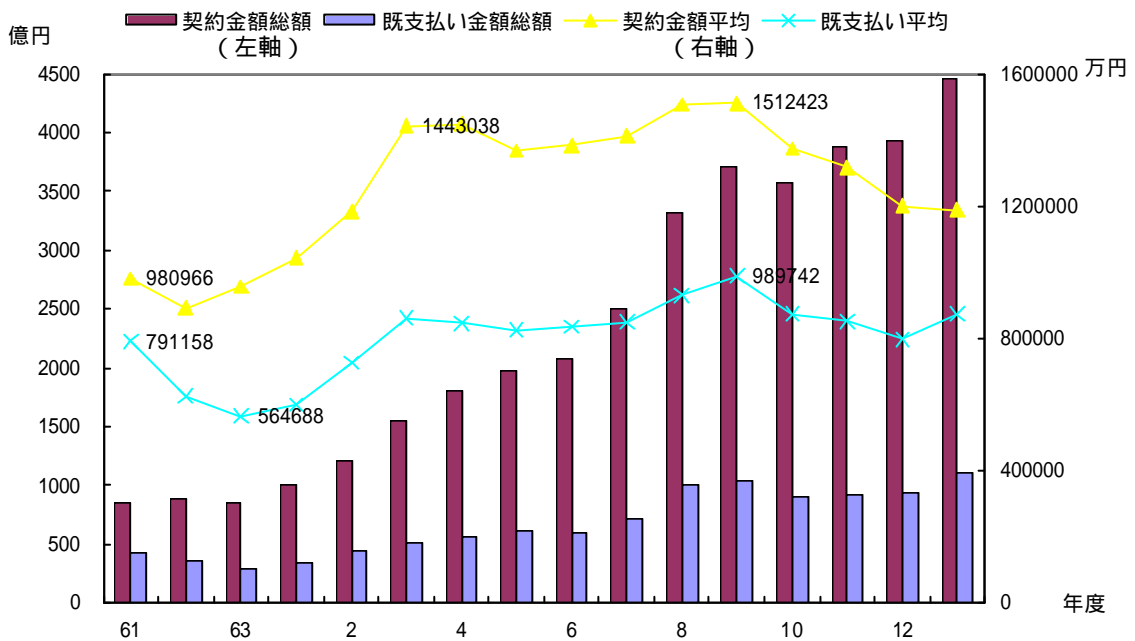
被害総額

契約金額総額	昭和 61 年度	737 億円	平成 13 年度	4,430 億円
既支払金額総額	昭和 61 年度	377 億円	平成 13 年度	1,100 億円

平均被害額

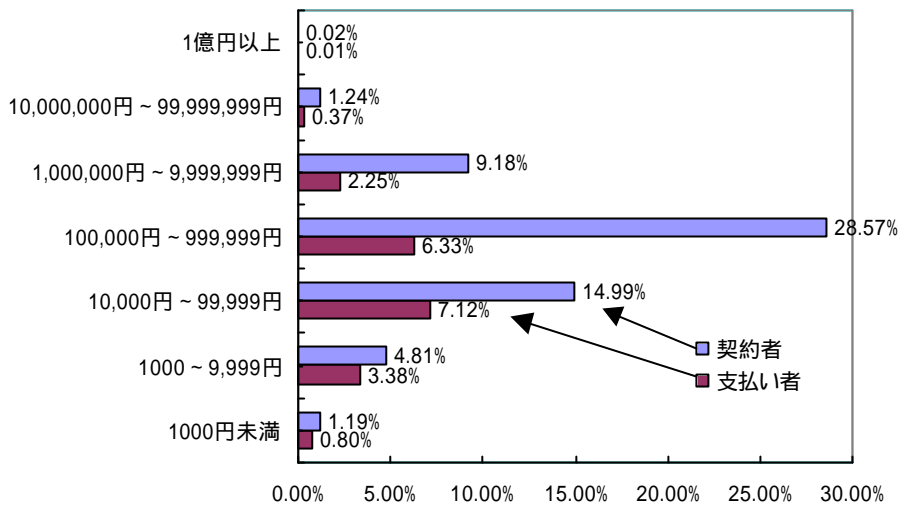
契約金額平均	昭和 61 年度	849,385 円	平成 13 年度	1,181,832 円
既支払金額平均	昭和 61 年度	685,037 円	平成 13 年度	869,713 円

実質値の推移



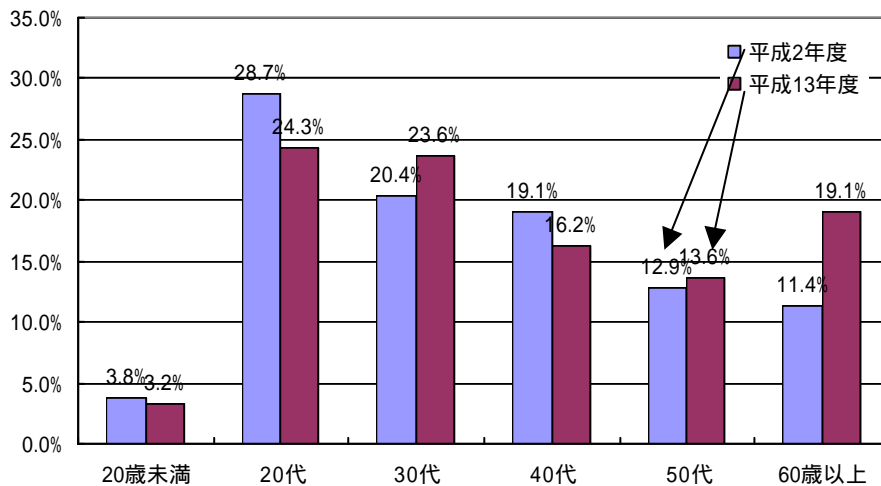
注) 平成 12 年度を基準に消費者物価指数で実質化した。

4 - 2 . 被害額の現状（全体相談件数に占める相談者の割合；平成 13 年度）



金額	既支払者数	全体に占める割合	契約者数	全体に占める割合
～999円	4986人	0.80%	7451人	1.19%
1,000円～9,999円	21099人	3.38%	30066人	4.81%
10,000円～99,999円	44464人	7.12%	93621人	14.99%
100,000円～999,999円	39520人	6.33%	178473人	28.57%
1,000,000円～9,999,999円	14043人	2.25%	57368人	9.18%
10,000,000円～99,999,999円	2328人	0.37%	7749人	1.24%
1億円以上	33人	0.01%	129人	0.02%
未記入	498289人	79.7%	249905人	40.0%

5 . 被害者の年齢割合



注) 全相談者数から年齢未記入の者を除いた人数で除した値である。